

パナマ文書問題を考える

中央大学 法科大学院 教授
東京財団 上席研究員 **森信 茂樹**

5月10日にパナマ文書の一部が公表され、改めて税の公平性の問題が問い直されている。この機会にこの問題をいろいろ考えてみたい。

まずは、リストに名前が出たという事実だけでシロ・クロは判断できないということである。とりわけ企業の多くは、会社設立が容易で規制も緩やかといった理由でタックスヘイブンの会社を設立している場合が多い。匿名性を重視するファンドもタックスヘイブンに登録していることが多い。その会社がペーパーカンパニーの場合には、わが国のタックスヘイブン対策税制に服することになり、多くの場合はきちんと納税されているものと考えられる。

一方個人の場合はどうか。筆者がよく耳にするのは、上場で創業者利益を手にした企業オーナーが、香港やシンガポール、ケイマンなどに創業者利益を移転させ資産管理会社を作り、そこから様々な投資活動を行うケースである。その場合でも基本的にタックスヘイブン対策税制は適用される。もっともタックスヘイブン対策税制には、適用除外という項目があり、所在地国に必要な事務所を有し事業の管理支配や運営を自ら行うなどの基準を満たしておれば、この税制は適用されない。つまり、現地に管理人などを置いてタックスヘイブン対

策税制の適用除外にする工夫をすれば、この税制は適用されず現地に利益が留保されることになる。

英国キャメロン首相の場合も、タックスヘイブンの会社の実態のある会社かどうか問題にされており、このあたりに、この問題のグレー（租税回避）な部分がある。現在わが国ではタックスヘイブン対策税制の見直しが予定されており、このあたりの線引きの明瞭さを求めていく必要がある。

2014年以降、日本居住者で、5,000万円を超える国外財産を保有する場合財産の中身を記載して税務署に提出する義務が生じている（国外財産調書）。故意の不提出や虚偽記載には、1年以下の懲役刑が科せられる。調書の提出枚数は13年分5,639枚、14年分8,184枚と低調で、未提出が相当数いると言われている。今回名前の出た個人は、この調書を提出しているかどうか問われることになる。また2016年から導入された財産債務調書の提出も問題になる。

次に、この問題は今後、税制だけでなく、麻薬・汚職資金のマネーロンダリングへの対応を含めた広がり発展していく。4月中旬に米国ワシントンDCで開催されたG20会合では、「腐敗、租税回避、テロ資金供与、マネーロン

ダリングの目的で悪用されることを防止するため「法人及び法的取極めの実質的所有者情報について、金融の透明性及び全ての国・地域による透明性に関する基準を効果的に実施することに高い優先性を与える」ことが合意されている。そうすると今後は、国税庁だけでなく、金融庁、法務省、警察が協力して解明に当たることとなる。

より大きな問題としては、企業の租税回避問題をどうすべきかという問題に発展していく可能性が高い。この問題については、すでに第72話（本年3月）のこの欄で述べたばかりだが、わが国の租税回避に対する議論はグローバルスタンダードから大きく離れたものになっている。

まずは、昨年秋のOECD BEPSプロジェクトの勧告にそって、タックスプランニングを行うプロモーター（税理士、会計士、弁護士など）や納税者に、プランニングの内容を開示させる義務を負わせる議論が進んでいくであろう。英米などではこのような対応がすでに図られている。

基本的な方向としては、経済取引が委縮しないように税務リスクの不確実性を軽減すること、合わせて米国多国籍企業などとの競争条件の均等化（レベルプレイングフィールド）を図ることで、日本企業にとっては決して悪い話ではない。英国の方式を参考にしながら、パナマ文書問題で議論が盛り上がる中、わが国でも議論を進めていく必要がある。



今年も3月期決算企業の株主総会のシーズンが到来する。企業統治指針の導入から2年目となる今年の総会は、企業が整えた仕組みが実際に機能しているかどうか問われる年になりそうだ。外部からみて首をかしげたくなるガバナンスが垣間見える企業では、総会の取締役選任議案で株主からの反対票におびえている。

5月11日、警備最大手のセコムで前田修司会長が取締役会の解職動議で突然、会長を解任され、伊藤博社長も同時に辞任する異例の事態となった。新社長の日銀出身の中山泰男氏は「前田体制で社内

役員選任議案の反対票におびえる経営者

の風通しが悪くなっていた」と説明したが、4期連続で最高益だけに株主に対して説得力を欠いた。創業者の飯田亮取締役最高顧問が4月のパナマ文書の公開で持ち株が租税回避地に移されていたことが明るみに出ていたことや、新任取締役候補の尾関一郎氏が飯田氏の娘婿であることがわかり、風通しだけを理由とする解職の説明は一段と苦しいものになっている。特に問題となっているのは、メンバーを非開示とする指名報酬委員会の解職提案に従ったと説明されたことだ。本来、企業統治を高めるための仕組みが逆用されたとの指摘も多い。総会では海外投資家向けの議決権行使の助言機関の議

案への賛否や、スチュワードシップ・コードの制定で総会での投票行動に説明責任が問われるようになった国内機関投資家の動きに注目が集まる。

セコム以外でも不正会計の東芝、燃費不正が発覚した三菱自動車やスズキ、エアバック問題が拡大するタカタなど注目の総会は目白押しだ。総会の役員選任議案の「反対票」におびえ、弁護士事務所を雇って対策を練る経営者も増えているという。シャンシャン総会で終わることなく、役員選任議案が否決され経営者に対する株主の統治が高まれば、日本株への投資家の見直し買いも進むだろう。